



日本一
の健康長寿県構想

健康の実現をめざすための政策で、安心して暮らすための政策

第3期 日本一の健康長寿県構想 補足説明資料

資料2 H28.9.16(金)・21(水)

平成28年度 第2回 日本一の健康長寿県構想推進会議

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 大目標Ⅰ 壮年期の死亡率の改善 | p 1 |
| 大目標Ⅱ 地域地域で安心して住み続けられる県づくり | p 2 |

壮年期(40-74歳、307,619人*)の死亡率改善に向けた対策一覧

(H24)

* 長期入院者や国内に住所を有しない者、妊娠婦、生活保護者等は除く

健康長寿政策課
H28.9.21

保険者種別	被保険者数	割合
市町村国保	146,434	47.6%
協会けんぽ	114,384	37.2%
その他	46,801	15.2%
合 計	307,619	100.0%

高知家・ヘルシー・プロ
ジェクトによる全県民へ
の啓発

(パーセントは壮年期全体に
に対する割合を示す)

健診受診状況

健診受診者 43.4% (133,507人)

健診未受診者 56.6% (174,112人)

**治療中の者
32.5% (99,976人)**

**⑤高血圧治療者* + 脂質異常治療者*
(26.6% 81,827人)**

④糖尿病患者* (5.9% 18,149人)

**③血管病の重症化予備群
(1.6% 4,922人)**

**②特定保健指導未利用者
6.7% (20,619人)**

**①特定健診未受診者 37.9%
・市町村国保 65,553人 (116,588人)
・協会けんぽ 37,851人
・その他 13,184人**

**上記以外の者
65.9% (202,721人)**

**異常なし・経過観察者
(20.1% 61,831人)**

⑤高血圧治療者対策
医療機関・薬局から家庭血圧
測定の指導と記録の定着
及び禁煙治療の紹介の実施

④病診連携による糖尿病
の栄養指導の展開

③血管病の重症化予備軍
のリスト化ツールの開発
・国保中断者 753人/923人 (81.6%)
・国保未治療者 1,348人/3,999人
(33.7%)

②特定保健指導実施体制
の強化(県養士会)

①特定健診未受診者対策
・国保の受診勧奨対策の強化
・協会けんぽ被扶養者の受診促進
・医師会、かかりつけ医からの
受診勧奨の実施
・健康づくり団体からの受診
勧奨
・健康づくり支援薬局からの受診
勧奨

高血圧・糖尿病・脂質異常症の治療状況

あつたかふれあいセンターにおける複合サービスの提供イメージ



(1) 子育て家庭への支援（乳幼児の一時預かりの実施）

- ・あつたかふれあいセンターの「集い」を活用し、子ども・子育て支援制度外のサービス（認可外保育施設）として、乳幼児の一時預かりを実施。
- ・需要のある時間帯に専任職員を確保（パート職員として雇用する、もしくは他業務と兼務する職員が保育に専念する）して実施。
- ・保育に専任する職員は2人以上必要。うち1人以上は、保健士、看護師又は、県が実施する子育て支援員研修を一定時間以上受講した者。
- ・保育室（乳児（1歳未満）の預かりを行う場合は、他の場所と区画する等の設備が必要）、調理室、便所等の設備が必要。

【参考】取組例：須崎市

- ・予約があつた日に、保育士等の有資格者に来てもらい、預かりを実施。（H27実績 6.4人／月）
- ・市内には子育て支援センターが2カ所あり、あつたかふれあいセンターはそれらに参加できない制度の狭間のニーズに対応。
- ・今後、ニーズがあつたとき（いつでも）対応できるよう、職員が子育て支援員研修を受講することを検討。

(2) 放課後や長期休業時の児童等の居場所づくり

- ・放課後や長期休業時の児童等が宿題や遊びなど自由に過ごす居場所として活用。
- ・様々な特技を持つ高齢者に、音遊びや創作活動などの講師役にならうなど、高齢者等との世代間交流を図るイベントの開催も検討。
- ・子どもたちの孤食や栄養改善、世代間交流等を目的に、拠点やサテライトにおいて地域の食生活改善推進員やボランティア等に協力を得ながら、「子ども食堂」を実施。※ 食品衛生法上の食品営業許可が必要となる場合があり、管轄する福祉保健所に確認が必要

【参考】取組例：大月町

- ・あつたかふれあいセンターに来ている子どもが昼食にカップラーメンやコンビニのおにぎりを食べている等の現状が見られた。あつたかふれあいセンターの調理設備が新しくなったことを契機に、民生委員やボランティアが中心となり、長期休業時の子どもにも低額で昼食を提供する「子ども民ちゃん食堂」を実施している。

【参考】取組例：奈半利町

- ・奈半利町は、要保護児童・準要保護児童・立地条件から、多くの子どもの居場所となっている。（H27実績 214.8人／月）
- ・家庭に問題を抱えた子どもや発達障害児を利用するに、何かあれば学校や保健師等につないだり、長期休業時に学校の先生があつたかふれあいセンターに様子を見に来たりと、適宜連携している。

(3) 障害児者への支援（障害児者を対象とした集い、生活訓練の実施）

- ・通所型の福祉サービスを利用していない障害者に対し、サロンやカフェ等の社会参加の場を提供。
- ・一般就労が難しい精神・発達障害者に、創作活動や農作業等の軽作業を行う生活訓練を実施。
- ・長期休業中の特別支援学校に通う障害児の一時預かりを実施。
など

【参考】取組例：北川村

- ・あつたかふれあいセンター事業と一緒に、精神・知的障害者の社会参加や生活訓練を目的とした集い（ゆずみどり）を実施。カフェの開催や花壇への花植えなどを通じて、地域住民との交流を図っている。
- ・一般就労が難しい発達障害者等に対し、相談支援事業所や保健師と連携し、日常生活の自立支援や保健師と連携し、日常生活の清掃などの就労支援等を行っている。

